

緑地確保指針（案）に対する意見募集の結果について

令和 6 年 11 月

国土交通省 都市局

国土交通省では、令和 6 年 10 月 1 日（火）から令和 6 年 10 月 30 日（水）までの期間において、緑地確保指針（案）に対する意見募集を行いました。

上記告示案に寄せられたご意見の概要及びそれらに対する国土交通省の考え方を別紙のとおり取りまとめましたので公表します。

また、「緑地確保指針」は、11 月 22 日（金）付で公布しております。

今回の意見募集に当たり、皆様のご協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 実施方法

①募集期間：令和 6 年 10 月 1 日（火）から令和 6 年 10 月 30 日（水）まで

②周知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）

③意見提出方法：インターネット、電子メール、FAX 及び郵送

2. お問い合わせ先

国土交通省 都市局 都市環境課 パブリックコメント担当

(03-5253-8111 内線 33-345)

○緑地確保指針（案）に対する意見募集に寄せられたご意見と国土交通省の考え方

※4名の方から合計4件のご意見等をいただきました。

※本指針の策定と直接関係がないため掲載しなかったご意見等についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。

NO.	パブリックコメントにおける主なご意見等	国土交通省の考え方
1	この指針に沿った事例の具体例をお示し願う。抽象的すぎてビジネス面でイメージがわからない。	都市緑地法において、事業者が作成する優良緑地確保計画について、緑地確保指針に適合するものを認定する制度である優良緑地確保計画認定制度を設けており、今後、本制度により認定された計画について、内容を公表する予定です。
2	「気候変動対策、生物多様性の確保、Well-beingの向上」は「気候変動対策、生物多様性の確保【及び】Well-beingの向上」	ご意見を踏まえ修正します。